

P. T. A 会則

令和8年6月6日



豊中市立東豊中小学校 P.T.A

東豊中小学校 P. T. A 会則

未来を担うものは児童である。それゆえ、児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、社会の持つ全てのそして最良の文化遺産と、最良の環境が与えられなければならない。現代の文化と環境は、現代に生きる者が責めを負う。教育の理念は単なる願望であってはならない。

憲法第二十六条ならびに教育基本法の趣旨に基づき、保護者と教職員は、より良い教育の実現を目指して、自らも学び、互いに協力して必要な行動をとるためにこの会を結成した。この会の会員は、全て平等の権利を持ち、義務を負う。この会は、いかなる権力、いかなる団体の支配も受けてはならず、自主的で、かつ民主的に運営されなければならない。

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、東豊中小学校 P. T. A と称する。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会の目的は、次の通りにする。

1. 学校教育及び家庭教育などの教育問題ならびに、政治的社会的諸問題について理解を深める。
2. 児童の幸福な成長のために、教育に関する社会的環境の改善、整備に必要な活動を行う。
3. 教職員と保護者が協力して地域社会における児童の生活を指導する。

第 3 章 方 針

第 3 条 本会は、次の方針に従って活動する。

1. 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配も介入も受けない。
2. 本会の運営は民主主義を基調とする。
3. 本会は営利的活動を行わない。
4. 保護者と教職員が相互に立場を理解し、聡明な協力関係のもとに円滑な活動を行う。
5. 本会は前条の目的を達成するため、必要があれば他の団体と協力する。
6. 本会の全ての委員会は公開とする。

但し、傍聴者は議長が認めた場合の他は発言する事が出来ない。

第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員は次の通りである。

1. 東豊中小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者。(以下、「保護者」という。)
但し、一家庭を会員一単位とする。
2. 東豊中小学校に勤務する者。(以下、「教職員」という。)

第 5 条 本会の会員は、全て平等の権利を持ち、平等の義務を負う。

第 5 章 経 理

第 6 条 本会の経理は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

第 7 条 会費は、会員一家庭につき月額 3 0 0 円とする。教職員は月額 2 0 0 円とする。

第 8 条 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査委員の監査を経て総会に報告されなければならない。

- 第 9 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月末日迄とする。
- 第 10 条 経理について、会則に定めのない事項については、別に定める財務規則による。

第 6 章 役 員

- 第 11 条 本会の役員は、次の通りとする。
1. 会 長 1 名
 2. 副会長 2 名
 3. 書 記 1 名
 4. 会 計 1 名
 5. 庶 務 2 名
- 第 12 条 各役員の任期は、4 月 1 日から 1 年とする。再選は自薦の場合のみ 1 回に限り認める。なお、補欠のために選出された役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 第 13 条 役員の仕事は、次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、総会及び運営委員会を招集する。
 2. 副会長は会長を補佐し、事故ある時はその代理を務める。
 3. 書記は総会、運営委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録すると共に、通信事務を担当する。
 4. 会計は予算に基づいて会計事務を行う。会計簿はいつでも会員の閲覧に備えると共に、総会において決算報告を行う。
 5. 庶務は書記及び会計を補佐し、この会の庶務を担当する。
 6. 役員は、役員会を構成し、会則及び総会の決議に基づいて活動を行う。

第 7 章 総 会

- 第 14 条 総会は、全会員をもって構成される最高決議機関である。
総会は会長が年度初めの総会を含めて年間 1 回以上開く。
決議は招集による決議、もしくは書面(電磁的記録を含む)による決議のいずれかの方法に基づき行う。
定足数は、招集による決議の場合は委任状を含め会員総数の 5 分の 1 以上とし、議決は出席者の過半数の賛成による。書面による決議の場合も上記に準ずる。
- 第 15 条 次に事項は、総会の決議を経なければならない。
1. 運動方針
 2. 予算の決定
 3. 決算の承認
 4. 会則改正 (第 31 条による。)
 5. その他、本会に重大な影響を与える事項
- 第 16 条 運営委員会が必要と認めた場合、または会員の 10 分の 1 以上の要求があった場合、会長は総会を招集しなければならない。

第 8 章 会計監査委員会

- 第 17 条 本会の経理及び予算執行を監査するため、会計監査委員を 3 名置く。
- 第 18 条 会計監査委員候補者は、候補者名簿を通知した日から 1 週間以内に異議がなければ信任されたものとする。なお、会員総数の 10 分の 1 以上の異議がある場合、会長は全会員の投票によって信任を問わなければならない。
- 第 19 条 会計監査委員は、会計年度末及び中間のほか、必要に応じて監査を行い、年度初めの総会において会計監査報告を行わなければならない。

第 9 章 運営委員会

- 第 20 条 運営委員会の構成員は、次の通りとする。
1. 役員
 2. 校長、教頭
 3. 各学級委員会の委員長
 4. 各地域委員会の委員長
 5. 文化厚生委員会・行事委員会・広報委員会（以上 3 委員会を各種委員会という）の正副委員長
 6. 第 24 条に定める特別委員会の正副委員長
- 第 21 条 運営委員会は定例とする。但し、会長は必要に応じて随時招集することができる。運営委員会は構成員（またはその代理の者）の過半数の出席を要し、議決は出席者の過半数の賛成による。
- 第 22 条 運営委員会は、会則及び総会の決議に基づいて活動を推進し、総会に提出する議案の作成、学級委員会・各地域委員会・各種委員会の活動計画の連結及び承認ならびに総合調査その他、会の重要事項について審議する。

第 10 章 委員会

- 第 23 条 本会に次の委員会をおく。委員会の活動（お仕事）は全 P. T. A 会員の協力のもと分担して行う。
1. 学級委員会
 2. 地域委員会
 3. 文化厚生委員会
 4. 行事委員会
 5. 広報委員会
- 第 24 条 本会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。特別委員会の設置及び特別委員会委員の選任は運営委員会が行う。
- 第 25 条 委員会は、委員長・副委員長・書記・会計を選出する。なお、委員会により委員長・副委員長が書記・会計の兼任を認められる。
- 第 26 条 各委員会の構成と任務は、次の通りとする。
1. 学級委員会・・・各学年の学級委員及び当該学年の教職員で構成し、学年ごとに意見を交換し、意思の疎通をはかり交流を深める。
 2. 地域委員会・・・校区を適当な数の地域に分割し、各地域から選出された委員と教職員若干名で構成する。
地域委員会は、児童の郊外における生活を指導する。また、このために地域における会員の意見をもとに、必要な活動を立案する。
 3. 文化厚生委員会・・・各学年から選出された委員と教職員若干名で構成し、学級及び地域集会の意見をもとに本会の目的に沿って学習及び環境に関する総合的な活動を企画する。
 4. 行事委員会・・・各学年から選出された委員と教職員若干名で構成し、学級及び地域集会の意見をもとに本会の目的に沿って具体的な活動を企画する。
 5. 広報委員会・・・各学年から選出された委員と教職員若干名で構成し、本会の広報活動を行う。

第 11 章 集会

- 第 27 条 本会の活動をささえるため、運営委員会及び委員会の他に次の集会を開く。
1. 学級集会・・・各学級の会員で構成し定期的に開く。学級ごとに会員相互の交流を深めると共に、各種委員会に対し意見を具申し提案を行うなど、P.T.A 活動の母体としての役割を果たす。

2. 学年集会・・・各学年の会員で構成し、学年に共通する問題について意見の交流をはかるために学年集会を設けることができる。
3. 学級委員会は全体の交流をはかるため、全学年学級委員会及びその代表者を開くことができる。全学年学級委員会の招集は、各学年学級委員長の中から代表者を互選し、その代表者が行う。
4. 地域集会・・・会員は各地域で随時任意の構成（地域ごと、ブロックごと、棟ごと）で地域集会を開くことができる。地域集会は、学級集会と共に P.T.A 活動の母体となるよう、地域において会員相互の交流を深め、地域委員会に意見を具申し提案を行う。
5. 地域委員会は全体の交流をはかるため、各地域委員会及びその代表者を開くことができる。地域委員会の招集は、各地域委員会の長の中から代表者を互選し、その代表者が行う。
6. 教職員集会・・・教職員会員の P.T.A 活動を円滑にし、意思の疎通をはかるため、教職員会員による教職員集会を随時開くことができる。

第 12 章 選 挙

- 第 28 条 本会の役員は、原則として立候補制による直接無記名投票で選出する。
- 第 29 条 立候補期間内に立候補者の届出がない時は、学級委員会・地域委員会・各種委員会または運営委員会、もしくは 10 名以上の会員の推薦を受けた者を候補者とすることができる。この場合、本人の承諾を必要とする。（平成 30 年度から休止とする。）
- 第 30 条 選挙に関し、会則に定めのない事項については別に定める選挙規則による。

第 13 章 改 正

- 第 31 条 会則の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。但し、改正案は総会前に全会員に通知しておかなければならない。

付 則

- 第 32 条 会員総数の 10 分の 1 以上が役員の罷免を要求した場合は、全会員の投票によって信任を問わなければならない。
- 第 33 条 この会則について疑義を生じた場合は運営委員会の解釈に従い、不備の点は社会通念によって補う。
- 第 34 条 この会則は、平成元年 6 月 1 日より施行する。
 （昭和 42 年 9 月 17 日制定）
 （昭和 47 年 3 月 12 日改正）
 （昭和 53 年 4 月 1 日改正）
 （昭和 54 年 3 月 12 日改正）
 （昭和 62 年 3 月 18 日改正）
 （昭和 63 年 5 月 28 日改正）
 （平成 1 年 5 月 27 日改正）
 （平成 5 年 3 月 6 日改正）
 （平成 6 年 3 月 5 日改正）
 （平成 7 年 3 月 4 日改正）
 （平成 9 年 3 月 4 日改正）
 （平成 10 年 3 月 10 日改正）
 （平成 14 年 3 月 2 日改正）
 （平成 15 年 3 月 3 日改正）
 （平成 18 年 5 月 13 日改正）「総会日付」

(平成 24 年 4 月 28 日改正)「総会日付」
(平成 25 年 5 月 11 日改正)「総会日付」
(平成 26 年 12 月 17 日改正)「第 26 条 3、4、5」
(平成 30 年 5 月 12 日改正)「第 29 条」
(令和 2 年 7 月 11 日付則)「第 16 条」
(令和 8 年 6 月 6 日改正)「第 7 条」

選 挙 規 則

(役員選挙)

第 1 条 役員選挙は、次の通り行う。

1. 12 月中旬迄に役員選挙管理委員会(以下役員選管委という)を設置する。
2. 選挙日程については、投票日までに役員選管委が決定する。
3. 立候補者に対する信任投票は、立候補締切日から 1 週間以内に行い即日開票し、有効投票数の過半数により信任を与える。
4. 立候補の届出がないとき、立候補者が信任されなかったとき、立候補者が定数に満たないときは、役員候補者選出のために指名委員会を設置する。

第 2 条 第 1 条の期間中、役員選管委はあらゆる広報活動を企画し推進する。

第 3 条 指名委員が選出した候補者は、役員候補者名簿を通知した日から 1 週間以内に異議がなければ信任されたものとする。
なお、会員数の 10 分の 1 以上の異議がある場合、会長は全会員の投票によって信任を問わなければならない。

第 4 条 選挙は、有権者の 3 分の 2 以上の投票がなければ無効とする。

第 5 条 臨時の選挙によって選出された場合、会則第 12 条によって、任期はその年度末までとする。

(役員選挙管理委員会)

- 第 6 条
1. 役員選挙管理委員会は、学級委員会・各委員会・教職員から選出し、計 6 名以上で構成する。
役員選管委の正副委員長は、互選によって選出する。
 2. 役員選管委は立候補者の受付を行う。推薦立候補者(会則 29 条)の場合も同じ。
(平成 30 年度から休止とする。)
 3. 役員選管委は、全会員に学級を通じて立候補者名簿用紙を規定期日までに配布しなければならない。
 4. 役員選管委は、全会員に学級を通じて投票用紙を配布し、投票日に学級を通じて回収する。
 5. 役員選管委は、候補者が信任され、その結果を発表したのちに解散する。

(指名委員会)

- 第 7 条
1. 指名委員会は、学級委員会・地域委員会・各種委員会から選ばれた 5 名以上と役員会、計 10 名以上で構成する。
 2. 指名委員会は、候補者の氏名を規定期日までに、役員選管委に通知しなければならない。
 3. 指名委員は、役員になる責務はないが、妨げるものはない。

(学級委員及び各種委員選挙)

- 第 8 条
1. 学級委員及び各種委員の選出は、4 月中に行う。
 2. 学級委員及び各種委員の選挙には、立候補することができる。
立候補した者は優先的に選出される。
 3. 学級委員または各種委員は、再選を妨げない。
 4. 次の理由のある者は、あらかじめ役員会に申し出て、被選挙者名簿から名前を削除することができる。
イ. 病気 ロ. 出産前後 ハ. 乳幼児の保育中
ニ. 東豊中小学校における P.T.A 役員の経験者

ホ. 会則第 23 条に定める委員会の委員を 1 児童について 1 回以上選出され、その任務を全うした者。(但し、学級で辞退届けが多く未経験者が委員の選出人数に満たない場合は、不足数をホの該当者から選出する。その場合、選出された回数の少ない者を優先する。)

ヘ. 今年度の地域委員

ト. 教職員と役員会が妥当と認めるその他の理由のある者。

チ. 周年記念特別委員会の実行委員長・実行副委員長を経験した会員。

5. 学級委員及び各種委員の選挙は、立候補及び抽選で行う。立候補者は希望の委員会に立候補できる。同一委員会に立候補多数の場合には抽選にて、決定する。委員が満たない場合には抽選にて、学級及び各種委員会を決定する。選出された者を除き、被選挙権のある者全員に番号を付け、これを補欠とする。

6. 2 学年以上にわたって当選した場合は、原則として高学年とする。

7. 6 項による欠員と中途辞任による欠員は補欠を繰り上げる。

(学級選挙管理委員会)

- 第 9 条
1. 前年度及び今年度、各委員の中から学級選挙管理委員（以下、学級選管委という）を選出する。学級選管委は、被選挙権のない者から選出するのが望ましい。なお、選出方法については、クラス数や各委員会の状況に応じて変更することができる。
 2. 学級選管委は、選出されたのち役員の招集する選挙事務説明会に出席しなければならない。
 3. 学級選管委は次の仕事を行う。抽選の作業及び選挙結果の発表（当選者・補欠の氏名）
 4. 学級選管委は全員の立会いの上、学級集会の席上で、第 8 条 5 項に基づき本年度委員の決定を行う。
 5. 学級選管委は選挙の結果を発表し、委員決定及び事後処理をしたのち解散する。

(地域委員会)

- 第 10 条
1. 校区を児童数に応じた地域数に分割し、各地域の地域委員をブロック(班)から選出して地域委員会を構成する。但し、児童数に大幅な増減がある場合は、地域割りの再編成を行うものとする。
 2. 地域をブロック(班)に分割し、班ごとに地域委員を互選する。但し、ブロック(班)については児童数との関連で必要に応じて分けることができる。(ブロックと班は同じものである。)

地域及びブロック(班)の分割表

地 域	第 1 地域					第 2 地域				第 3 地域			第 4 地域		
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	A	B	C
ブ ロ ッ ク (班)															
地域委員（児童数によって決定する）															

3. 地域委員は、新年度前に地域委員会進行のもと、速やかに選出する。
4. 地域委員会は、全ての地域から総・副代表各 1 名、各地域から互選により地域代表 1 名を選出する。総代表は、運営委員会の構成員とする。地域代表は、書記・会計との兼任を認められる。
5. 次に該当する者は、地域委員会を辞退することができる。

P.T.A 役員経験者

(学級委員会・各種委員会)

- 第 11 条
1. 学級委員会は各学年で代表 1 名、会計 1 名を選出する。低中高 2 学年ごとに委員会を持ち、

代表 2 名の中から委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。なお、副委員長は書記を兼ねる。但し、学年ごとの委員会の構成、ならびに代表・委員長等の選出方法については、クラス数との関連で必要に応じて変更することができる。

2. 会則第 20 条 5 項の各種委員会（文化厚生委員会、行事委員会、広報委員会）の委員長 1 名、副委員長 2 名、書記 1 名、会計 1 名は互選により選出する。委員長・副委員長は、書記・会計の兼任を認められる。

第 12 条 本規則の改正には、運営委員会の決議を要する。

第 13 条 この規則に疑義があるときは、運営委員会の見解に従う
ものとし、不備の点は公職選挙法などを参考に社会通念によって補う。

(昭和 53 年 4 月 1 日改正)

(昭和 62 年 10 月 1 日改正)

(平成 5 年 3 月 6 日改正)

(平成 6 年 3 月 5 日改正)

(平成 7 年 1 月 13 日改正)

(平成 9 年 3 月 4 日改正)

(平成 10 年 3 月 10 日改正)

(平成 13 年 1 月 20 日改正)

(平成 13 年 3 月 6 日改正)

(平成 13 年 5 月 11 日改正)

(平成 15 年 3 月 3 日改正)

(平成 15 年 9 月 9 日改正)

(平成 16 年 1 月 13 日改正)

(平成 16 年 11 月 14 日改正)

(平成 17 年 3 月 3 日改正)

(平成 18 年 1 月 17 日改正)

(平成 24 年 4 月 28 日改正)

(平成 24 年 11 月 14 日改正)

(平成 25 年 2 月 2 日改正)

(平成 25 年 6 月 13 日改正)

(平成 25 年 11 月 14 日改正)

(平成 27 年 6 月 13 日改正)

(平成 30 年 5 月 12 日改正)

財 務 規 則

第 1 条 この規則は、会則に定めるものの他、本会の財務に関して必要な事項を定める。
(予 算)

第 2 条 各種委員会及び委員会は、事業計画に基づき予算案を作成し、会長に提出した上、運営委員会で審議・作成する。

(収 入)

第 3 条 会費は、会計へ納入しなければならない。

第 4 条 会計は、会費の滞納者について催促状を発し、会計事務に支障のないようにする。

(支 出)

第 5 条 各委員会の長は、支出を伴う活動については、予算の目的に反していないか、予算の額を超えていないかを調査し、会計の承認の上支出するものとする。

(資金前渡し)

第 6 条 各委員会の活動を円滑にするために、各委員会に資金を前渡しする事ができる。

(前渡金の精算)

第 7 条 各委員は、常時の費用にかかるものについては、毎月分のは翌月に、随時の費用にかかるものについては、資金交付の目的完了後 1 ヶ月以内に、前渡金精算書に証拠書類を添えて会計へ提出しなければならない。

(決 算)

第 8 条 各委員会の長は、その所管に属する事務事業に関わる予算施行の結果について、予算執行済調書を作成し、決算総会までに会計（または庶務）へ提出しなければならない。

(備品台帳)

第 9 条 会計（または庶務）は、備品を購入したときは、備品台帳を整理しなければならない。

(決算報告)

第 10 条 総会に提出する決算報告は、項目ごとに予算実績を対比した、支出決算報告書・貸借対照表・財産に関する調査・剰余金処分案・会計監査報告の他、必要な明細書を添付するものとする。

第 11 条 本規則の改正には、運営委員会の決議を要する。

慶弔及び見舞の内規

(傷病見舞)

1. 教職員の 1 ヶ月以上の入院の時は、3,000 円相当の見舞品を贈る。
2. 会員の児童の 1 ヶ月以上の入院の時は、3,000 円相当の見舞品を贈る。

(弔 意)

会員および会員の児童の死亡に際しては、次の規定により弔意を表す。

	香 典	葬儀参列者
会 員	5,000 円と 檜 1 対	役員、学級委員、所属委員会 代表、地域委員
会員の児童	5,000 円と 檜 1 対	役員、学級委員、 地域委員

(付 則)

1. 上記以外の場合は役員協議により決める。
2. 上記の慶弔については返礼をしない。
3. 本規則は運営委員会において 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。
4. 本規則は昭和 47 年 7 月 1 日より実施する。

(昭和 61 年 7 月 1 日改正)

(昭和 62 年 10 月 1 日改正)

(平成 18 年 1 月 17 日改正)

(令和 4 年 4 月 23 日改正)